

戦略的創造研究推進事業 / 未来社会創造事業 /
戦略的国際共同研究プログラム等 /
地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム /
ライフサイエンスデータベース統合推進事業 /
戦略的イノベーション創造プログラム

平成29年度 委託研究契約 事務処理説明会

事例紹介



科学技術振興機構

はじめに

直接経費の支出可否に係る基本的な考え方

- 委託研究の遂行のために直接的に必要な経費であるか。
- 間接経費での支出が妥当な経費ではないか。
- 経済性・効率性の観点から、発生した経費の額が妥当であるか。
- 年度の区分が適切であるか。
- 上記について、証拠書類等により客観的に説明できるか。

- 委託研究費の使途に係る国民へ説明責任
- 科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、各研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能

物品費：研究に直接的に必要な汎用品

- ◆ 委託研究にて圃場の形質評価のシステム化に取り組んでおり、圃場に設置した計測機器からの情報を収集するため、情報端末としてのタブレット端末購入が必要となった。
 - ◆ 通常、他の業務と共通的に使用される汎用品は、直接経費で購入することは難しいと思われるが、委託研究期間中は「専用」として使用することとして、直接経費から支出することは可能か。
-
- 当該委託研究に直接的に必要であり、研究実施現場において委託研究のために専ら使用するものであれば、汎用的な機器であっても、直接経費から支出することが可能。
 - 但し、他の業務と共通的に使用される物品等であれば、直接経費からの支出は認められない。
 - なお、自己啓発を目的とする支出、個人的な利用又は福利厚生を目的とする支出の場合は認められない。

物品費：酔い止め薬

- ◆ 委託研究において、乗船を伴うフィールドワークを実施することとなった。
 - ◆ 当該研究者に船酔いする者がおり、酔い止め薬を服用する必要がある。
 - ◆ 当該酔い止め薬の購入費用を直接経費から支出することは可能であるか。
- 委託研究の遂行における安全を確保するための用具を調達するための費用を直接経費から支出することは認められ得る。
 - 一方、乗り物酔いは個人の体質によるものであり、委託研究に従事する者が共通して必要とするものではない。更に当該研究者にとっては委託研究の実施に関わらず必要な薬である。
 - 従って、個人的に使用する薬を「委託研究の遂行のために直接的に必要な経費」であると客観的に説明することは困難と考えられるため、直接経費から支出することは認められない。

【参考：FAQ2001】

Q：海外出張時には、研究機関の規程で必ず海外旅行傷害保険に加入することとなっているが、当該保険料を直接経費で支出することは可能か。

A：研究機関の旅費規程等に沿って処理されることを前提に、直接経費からの支出が可能です。

なお、研究機関の規程によらず、各個人の判断での傷害保険加入や予防接種は認められません。

物品費：研究最終年度末の機器納品

- ◆ 研究者からコンピュータの購入依頼を受けたが、参考見積りを取引先に依頼した際に、納品時期が研究最終年度である当事業年度3月末になる見込みであるとの連絡を受けた。
 - ◆ 3月末の納品となっても、当事業年度直接経費から支出することは可能であるか。
- 当該コンピュータの納品・検収が当事業年度末の3月31日までに完了するのであれば、経理契約の観点においては、直接経費からの支出が認められる余地がある。
(事務処理説明書「Ⅲ. 5. 委託研究費の執行期限」参照)
 - 一方で、研究期間内に当該コンピュータをほとんど使用することができないと思われるところ、当事業年度直接経費から支出することの必要性を研究機関において整理する必要がある。

旅費：一用務二往復

- ◆ 委託研究に関連する学会に出席を予定（開催期間：3月24日～3月27日）。
 - ◆ 学会開催期間中の3月25日に大学における行事に出席する必要があり、一度大学に戻り再度参加したい。
 - ◆ このため当該旅費が二往復分必要となるが、直接経費から支出することは可能であるか。
-
- 一用務に二往復をされる場合の明確なルールはないが、真にやむをえない理由がある場合、直接経費からの支出が認められる余地はあると考えられる。
 - 個々の事案の適否については、研究機関で適切に判断していただきたい。
 - 直接経費から支出される場合は、客観的に第三者に説明可能なよう、研究機関の行事と学会双方の必要性が分かる資料や報告書等を整備していただきたい。

旅費：赴任旅費

- ◆ 委託研究の新規採択を受け、10月1日発効の研究契約を締結する予定。
 - ◆ 直接経費で雇用する研究員のうち、発効日より前に赴任される研究員の赴任旅費を直接経費から支出することは可能であるか。
- 研究契約発効日より前に発生した赴任旅費を直接経費から支出することは認められない。
なお、赴任旅費は委託研究に専従する方のみ可能。

【参考：FAQ3002(抄)】

Q: 直接経費で雇用する者の人件費として計上可能な項目は、下記のうち、いずれか。

3. 雇用時の付帯費用

・赴任旅費、赴任旅費(被扶養者)、面接に係る旅費、研究員募集広告

A: 他の業務と兼務する者の場合

3. は、計上できません。

その他：協賛金（賛助金）の支出

- ◆ 委託研究のアウトリーチ活動の一環として、業界団体主催の会議（イベント）に出展したい。
- ◆ 当該イベントに出展するためには、賛助金を支払う必要がある。
- ◆ 開催要項には、賛助金を会場費用や広報資料等に用いると記載されている。
- ◆ 本会議及び出展の趣旨に鑑み、当該賛助金を直接経費から支出してよいか。

- 委託研究の推進に必要な会議を主催（又は共催）する場合は、会場借料等の費用を直接経費で支出することが可能であるが、他の学会等が主催する会議に係る協賛金やそれに類する費用の直接経費での支出は認められない。
- 賛助金（協賛金）とは、使途不特定寄付金の性格を有している。
- 本賛助金の全額が会場借料相当額はなく、広報経費等も含まれており、経費の区分が明確ではないことから、当該賛助金を直接経費から支出することは認められない。
- なお、間接経費からの支出を妨げるものではない。

【参考：FAQ4017】

その他：研究機関の統合（合併）

- ◆ 当機関と他機関が翌4月1日付で統合することとなった。
 - ◆ 統合後も引き続き、新法人において委託研究を継続する。
 - ◆ 統合に伴い、どのような手続きが必要となるのか。
-
- 一般的に、統合（合併）であれば、両旧法人が有する一切の権利義務を新法人が継承する。
 - ついては、統合後も旧法人の権利義務を新法人が継承する旨が確認できる文書を提出していただきたい（JST宛ではなく、全取引先宛てた文書で差し支えない）。
 - いただいた文書に基づき、新法人名義で翌事業年度の研究契約（複数年度契約を締結の場合は、翌事業年度期首変更契約）を締結する。

その他：官報への公告掲載料（手数料）

- ◆ WTO政府調達協定に基づく基準額を超える金額の研究機器購入に際して、「官報」への公告が必要となった。
- ◆ 本機器調達に係る「公告掲載料」を直接経費から支出することは可能であるか。
- 専ら委託研究で使用する調達機器に係る官報公告費用と、他の調達品目に係る官報公告費用を区分していただいた上、当該調達機器分の官報公告費用を直接経費から支出することが可能。

【参考：FAQ4003】

Q：手数料に関する以下のケースについて、直接経費で計上してよいか。

○研究発表のための学会参加費の立替払いにおいて、立替を行った研究者が振込手数料を負担した場合

○海外から特殊な種子を輸入したが、この購入にかかる個別送金手数料

A：手数料については一般管理費的性格を有することから、直接経費以外（間接経費など）での計上が原則となりますが、当該委託研究に直接必要なものに係る手数料であり、他の手数料と明確に区分できる場合は、例外的に直接経費にて計上することも可能と考えられますので、研究機関で適切に判断を行ってください。

その他：支払時期により費用が変わる契約

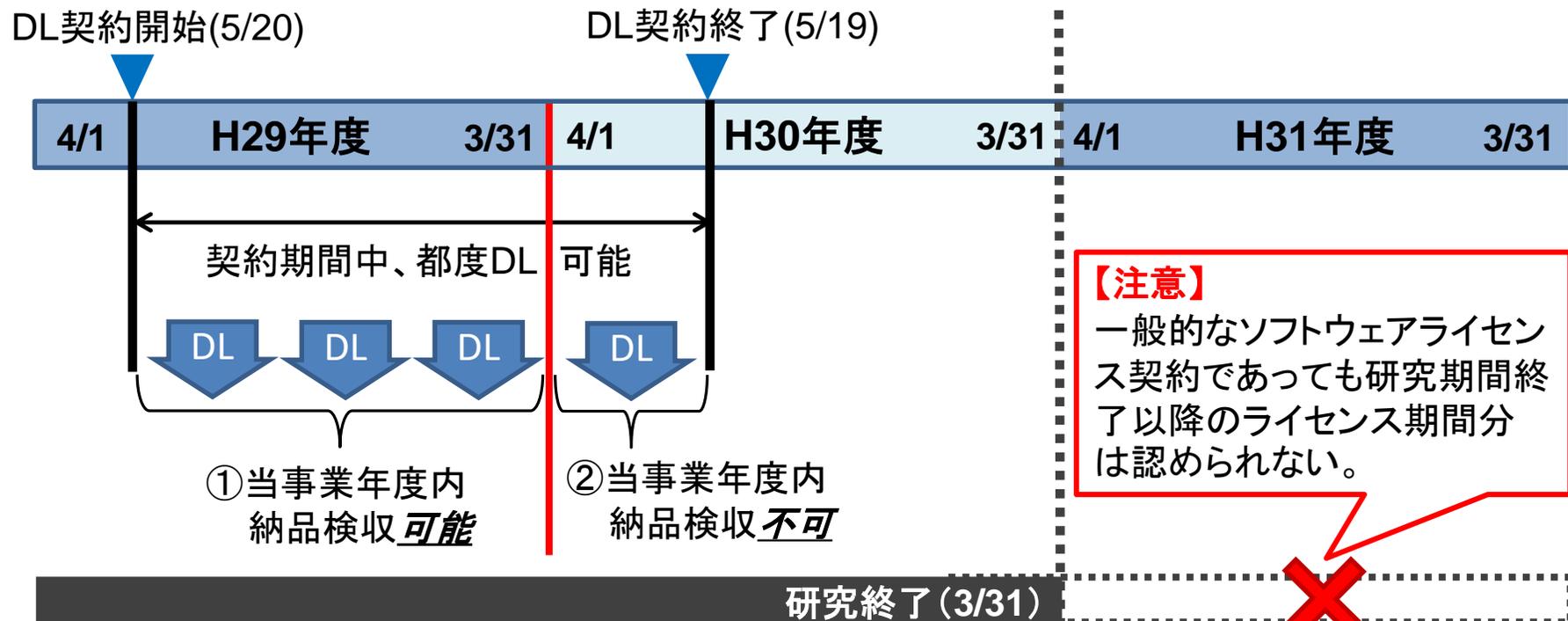
- ◆ 委託研究専用に使っているサーバのレンタル費用について、以下のとおり支払時期により金額が変わる契約となっている。
 - ①4月末日まで：正規料金、②5月末日まで：5千円加算、③年度内：1万円加算
- ◆ 正規料金の支払期限に間に合わない場合、当該加算額も含めて直接経費から支出することが可能であるか。
 - 正規料金の支払期間中に支払いを完了していただくことが望ましいが、研究機関の事務体制等により困難な場合は、当該加算額を含め直接経費から支出することが認められる。
 - なお、翌事業年度にも委託研究が継続し、本レンタル契約も継続する場合、正規料金の支払期間内に支払を完了するために当事業年度の支出が必要な場合は、一旦、研究機関や研究者にて立て替えの上、翌事業年度の直接経費で精算することも認められる。
 - また、立て替え等の手続きについては、研究機関の定める規程等に従う必要がある。
 - その場合、翌事業年度に使用する費用について、誤って当事業年度研究費から支出することのないよう注意が必要。【参照：FAQ2002】

その他：既存契約の計上

- ◆ 委託研究開始（H29年10月1日）前から使用していた研究機器を、委託研究に使用することとなった。
 - ◆ 研究機器購入時に年2回点検を行う予防保全契約も締結している。
 - ◆ 予防保全契約は、解約の場合を除き、一年毎に自動延長される。
（初回契約期間：H22年10月1日～H23年9月30日※事業年度を跨る）
 - ◆ 研究機関の規定では、一定の契約に従い継続して役務の提供を受ける場合、事業年度を跨る未払費用を一括して支払うことが認められている。
 - ◆ このため、H29年度直接経費から直近延長期間分の予防保全費用を支出することは可能か。
-
- 委託研究開始前（H29年9月30日以前）の費用について、H28年度委託研究費へ計上することは認められない。
 - 当事業年度H29年度分（H29年10月1日～H30年3月31日）について、点検を年2回行うということであるが、H30年3月31日時点で、H29年度分の納品検収に対応する行為を完了できるのであれば、H29年度分の費用をH29年度直接経費に計上することが認められる。
（残るH30年度分は、H30年度直接経費に計上）

その他：電子書籍

- ◆ 委託研究に直接的に必要なとなる書籍の購入が必要であり、契約期間中に定額で複数の電子書籍をダウンロードすることができる電子書籍サービスを利用したい。
- ◆ 利用期間は当事業年度5月20日から翌事業年度にまたぐ1年間であるが、当該サービスを、ダウンロード機能を持つソフトウェアライセンスの購入と捉え、当事業年度直接経費から1年間全額分を一括して支払うことは可能であるか。



書面調査：経理様式の記載誤り①

◆ 実績報告書

- ◆ 繰越額： 返還済額欄や予定額欄、前事業年度契約額欄に記載
 - ◆ 契約額： 最終契約額ではなく年度当初の契約額を記載
 - ◆ 決算額(直接経費計)： 収支簿支出金額と不一致
 - ◆ 決算額(間接経費)： 金額未記入、1円未満端数の切上げ(切捨てに修正)
 - ◆ 研究タイプ、研究題目、契約番号、費目の誤り、旧年度の様式、契約担当者欄個人印
- 提出前の確認により、提出後の修正を未然に防ぐことができる誤りが多い。

書面調査：経理様式の記載誤り①

- ◆ 収支簿（括弧は修正後。次ページ参照）
 - ◆ 収入金額に間接経費を含めた振込金額が記入されていた。（直接経費のみ）
 - ◆ 品目が不明の上、複数契約を1行に記載（1行1伝票）
 - ◆ 旅費支出の摘要欄に旅行者名と旅行内容の記載がなかった。（記載必須）
 - ◆ 契約期間が翌事業年度に跨るライセンス契約の金額は期間按分（～3/31）されているが、摘要欄にはライセンス契約終了期間が記載されていた。（直接経費計上期間を記載）
 - ◆ 対応する有形固定資産取得報告書の提出漏れ（※企業等のみ）
 - 単なる失念
 - 当初使用可能期間が1年未満の評価試験用の機器を内製（試作品）して資産性がないと判断したところ、後日1年を超えて他の評価にも活用することになったが、その時点で資産取得報告が必要となるという認識がなかった。

書面調査：経理様式の記載誤り②

【修正前】

入出金年月日	摘要	収入	支出	残額	支出費目				備考		
					物品費	旅費	人件費・謝金	その他	伝票番号	支払先	その他
H28/05/20	委託研究費の入金	13,000,000	0	13,000,000						JST	直間総額 金額は 期間按分
H28/07/31	購入物品（研究機器類）		790,000	12,210,000	790,000				01-001-002	(株)○○機器	
H28/09/25	○○大出張(8/30)		25,000	12,185,000		25,000			02-001	科学太郎	
H28/10/31	×線解析装置保守契約(H28/6/1-H29/5/31)		360,000	11,825,000				360,000	04-001	△△化学(株)	
H28/10/31	脱脂パーナブルスタンド		1,944,000	9,881,000	1,944,000				01-003	□□工業(株)	

- 1行目：間接経費も含まれている。
- 2行目：品目が不明の上、複数契約が1行にまとめられている。
- 3行目：旅行者名と旅行内容が不明
- 4行目：摘要欄にはライセンス契約終了期間が記載（金額は当事業年度分に按分済）
- 5行目：有形固定資産取得報告書の提出漏れ（※企業等のみ）

【修正後】

入出金年月日	摘要	収入	支出	残額	支出費目				備考		
					物品費	旅費	人件費・謝金	その他	伝票番号	支払先	その他
H28/05/20	委託研究費の入金	10,000,000	0	10,000,000						JST	直接経費 契約終期 H29/5/31
H28/07/31	ロータリーエポレーター（一式）		600,000	9,400,000	600,000				01-001	(株)○○機器	
H28/07/31	ダイヤル式シェーカー2台		190,000	9,210,000	190,000				01-002	(株)○○機器	
H28/09/25	○○大進捗状況打ち合わせ(8/30)(科学太郎)		25,000	9,185,000		25,000			02-001	科学太郎	
H28/10/31	×線解析装置保守契約(H28/6/1-H29/3/31)		360,000	8,825,000				360,000	04-001	△△化学(株)	
H28/10/31	脱脂パーナブルスタンド		1,944,000	6,881,000	1,944,000				01-003	□□工業(株)	

H28年度委託研究実績報告書提出状況

- ◆ 委託研究実績報告書提出期限日時点では、JST法人決算に必要な繰越金の集計作業に、まったく着手できない状況

初回提出日 (再提出は後日)	未着 件数	未着 件数(率)	未着分 繰越金額	未着分 繰越金(率)	
期限前日	5月30日(火)	658件	26.7%	202,144,341円	35.0%
提出期限日	5月31日(水)	194件	7.9%	115,984,635円	20.1%
期限翌日以降	6月1日(木)	67件	2.7%	21,327,696円	3.7%

(※)集計対象の事業及び研究タイプ

戦略的創造研究推進事業(RISTEXを除く)、SIP(燃焼、エネキャリ)

- 今後、提出期限日までに未報告の繰越金は、原則として認められない。
- 繰越制度を有効に活用していただくためにも、提出期限の厳守をお願いしたい。

ご静聴ありがとうございました。